

福岡県公報

平成二十二年三月八日
第三千八十三号
増刊 ①

目次

告 示(第四百二十六号・第四百二十七号)

海岸保全区域の指定の一部改正 (港湾課) ……………一

港湾管理者が管理を行う海岸保全区域 (港湾課) ……………二

教育委員会

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則 (教育庁企画調整課) ……………二

告 示

福岡県告示第四百二十六号

海岸保全区域の指定(昭和三十三年三月福岡県告示第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月八日

福岡県知事 麻生 渡

第百十四号の次に次の一号を加える。

百十五 有明海沿岸三池港海岸四山地区海岸

(一) 区域

点一から点三までの各点を順次に結び、点一に帰一する線に囲まれた区域(延長二、五九〇メートル)

長二、五九〇メートル

(二) 基準点、基点及び点の表示(角度については方向角表示とする。)

基準点 熊本県荒尾市大字大島字笹原九一〇番地の二地先にある国土交通省国土

地理院の二等三角点虚空蔵山(北緯三三度〇〇分〇四秒、東経一三〇度

二五三分三七秒)

基点 大牟田市四山町八一の一地先

基準点から二八〇度〇一分一〇秒の方向に二、六八四・六五一メートルの地点

点一 基点から二六九度五〇分四秒の方向に二〇五・四四九メートルの地点

点二 点一から一六二度三八分四秒の方向に九六・〇八九メートルの地点

点三 点二から二三三度〇八分一七秒の方向に七二・四七五メートルの地点

点四 点三から二〇七度一七分四一秒の方向に七五・六一四メートルの地点

点五 点四から一八二度一五分四七秒の方向に一〇一・一七一メートルの地点

点六 点五から一五五度五四分二一秒の方向に一七三・七〇一メートルの地点

点七 点六から一〇四度五四分五〇秒の方向に二六・八五三メートルの地点

点八 点七から一五七度〇三分四〇秒の方向に六〇・二九三メートルの地点

点九 点八から七四度二二分〇八秒の方向に一、一三五・一二五メートルの地点

点一〇 点九から七四度五二分五四秒の方向に三七三・〇三五メートルの地点

点一一 点一〇から三五五度五一分五〇秒の方向に六二・一四一メートルの地点

点一二 点一一から五一度〇五分一六秒の方向に四〇・六〇六メートルの地点

点一三 点一二から一〇三度一一分五四秒の方向に五一・三〇四メートルの地点

点一四 点一三から一六一度一四分二四秒の方向に二七三・〇四二メートルの地点

点一五 点一四から二五二度五六分二九秒の方向に九〇・〇三九メートルの地点

点一六 点一五から三四一度一四分二四秒の方向に一三六・二一五メートルの地点

点一七 点一六から二五四度二二分〇八秒の方向に一、六二〇・三四八メートルの地点

点一八 点一七から二三三度五四分二二秒の方向に六六・三四五メートルの地点

点一九 点一八から二二度三二分四二秒の方向に四八・五五三メートルの地点

点二〇 点一九から三三一度一五分五七秒の方向に四八・五五三メートルの地点

点二一 点二〇から三三三度五四分二二秒の方向に一九三・一一七メートルの地点

点二二 点二一から二二度一五分四六秒の方向に一四一・三九六メートルの地点

点二三 点二二から二七度一七四分一秒の方向に一一五・四一六メートルの地点

点二四 点二三から二七度一七四分一秒の方向に一一五・四一六メートルの地点

福岡県告示第四百二十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定に基づき、三池港港湾管理者福岡県が管理を行う海岸保全区域を次のように定めたので、同条第八項の規定により公示する。

平成二十二年三月八日

福岡県知事 麻生 渡

海岸保全区域の指定（昭和三十三年三月福岡県告示第百八十五号）第百十五号に規定する有明海沿岸三池港海岸四山地区海岸に係る海岸保全区域のうち港湾区域及び港湾隣接地域以外の部分

教育委員会

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校学則（昭和三十三年福岡県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中

2	福岡県立築上西高等学校	
	全日制	普通（一六〇）
2	定時制	生活デザイン（募集停止）
	全日制	普通（一六〇）

を

2	福岡県立築上西高等学校	全日制	普通（一六〇）
---	-------------	-----	---------

に

改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。